

- ※ 露店の届出の際には、下記のをすべて2部お持ちください。
- ・消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書（第10号様式）
 - ・会場管理計画書
 - ・図面（火気を使用する場所、消火器設置場所、発電機を置く場所等を図示したもの）

会場管理計画書

『消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書』の届出者

主催者名：東京消防学園
 催物管理責任者：学園催物課長 東消太郎
 住 所：世田谷区中町3-1-19
 電 話：03(1111)0119

東京消防学園 において、下記の催物を開催するにあたり、会場管理計画書を策定しましたので提出します。

記

1 催物名称 東京消防まつり

2 開催期間 平成 29年 4月15日 ~ 平成 29年 4月18日

(開催時間)

3 会場管理体制（主催者隊の編成）

催物の本部など

届出者、またはイベントの実務的な責任者

東京消防学園 学園催物課
 連絡先 03(1111)0119

会場管理責任
 氏名：東消 太郎
 連絡先：03(1111)0119

関係機関の連絡先
 玉川消防署
 03(3705)0119

通報連絡責任者
 氏名： 消防 花子 他 1名

初期消火責任者
 氏名： 消防 次郎 他 1名

避難誘導責任者
 氏名： 救急 三郎 他 1名

救護責任者
 氏名： 救急 花絵 他 1名

警戒責任者
 氏名： 消防 四郎 他 1名

※ 不明な点等がありましたら玉川消防署予防課査察係までご連絡ください。
 電話 03(3705)0119 内線550 551

4 任務内容

- (1) 会場管理責任者は、火災予防に注意を払い、出展者及び関係者に対し、通報・消火・避難等について指導し、防火管理体制の確立を図る。
- (2) 会場管理責任者は、防火管理者と連絡を密にし、会場の総括管理を行う。
- (3) 通報連絡責任者は、火災、急病人が発生した場合は消防署（119番）へ通報するとともに、避難誘導・消火・救護の連絡支援にあたる。
- (4) 避難誘導員は、避難誘導方法及び避難経路、避難場所を把握し、非常時には、来場者を避難場所へ安全に避難誘導する。
- (5) 初期消火員は、消火器の位置、使用要領を確認し、初期消火体制を整え、非常時には初期消火にあたる。
- (6) 救護責任者は、応急救護所を設置し、災害時には負傷者の応急処置等の救護作業にあるとともに、救急隊への情報提供を行い連携した救護体制を整える。
- (7) 会場管理責任者は警戒員等に、会場内の火気の手扱いや喫煙スペースの吸い殻の状況を定期的に確認する。火気の手扱いにおいて危険と判断した場合は、会場管理責任者ととも改善指導を行う。
- (8) 各員は、通報連絡要領を確認し、非常時には速やかに「場所」、「状況」等を、会場管理責任者及び防火管理者に通報できる体制を整える。

5 その他

- (1) 会場に発電機を持ち込む場合は、その取扱いについて十分注意するとともに、発電機の燃料が少量危険物に該当する場合は、10日前までに消防署へ少量危険物貯蔵取扱所設置届を届け出る。（例、軽油200ℓ）
- (2) 各店舗及び喫煙スペースには、消火器や水バケツ等の消火器具を備える。
- (3) 開催期間中の夜間については、可燃物を倉庫等に収納するなど放火対策を講じる。